



2021年6月18日

各 位

会社名 株式会社ベストワンドットコム
 代表者名 代表取締役社長 澤田 秀太
 (コード番号：6577 東証マザーズ)
 問合せ先 経営企画部長 国門 量祐
 (TEL 03-5312-6247)

**第三者割当による第3回新株予約権（行使価額修正条項付及び行使停止条項付）及び
 第4回新株予約権（行使価額固定型）の募集に関するお知らせ**

当社は、2021年6月18日開催の取締役会決議により、株式会社SBI証券（以下「SBI証券」といいます。）、当社代表取締役社長である澤田秀太氏及び当社取締役である米山実香氏（以下個別に又は総称して「割当予定先」といいます。）を割当先とする第三者割当の方法による株式会社ベストワンドットコム第3回新株予約権及び第4回新株予約権（以下個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）を発行すること、並びに金融商品取引法による届出の効力発生後に、下記の内容を含む第三者割当契約（以下「本第三者割当契約」といいます。）を締結することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

①第3回新株予約権発行の概要

(1)割当日	2021年7月5日
(2)発行新株予約権の総数	900個
(3)発行価額	総額848,700円（新株予約権1個当たり943円）
(4)当該発行による潜在株式数	潜在株式数：90,000株 （新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は、2,121円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は、90,000株です。
(5)調達資金の額	271,153,700円（差引手取概算額） 調達資金の額は、第3回新株予約権の発行価額の総額に第3回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、第3回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての第3回新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少することがあります。また、第3回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	が取得した第3回新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。
(6) 行使価額及び行使価額の修正条項	<p>当初行使価額 3,030 円</p> <p>(1) 第3回新株予約権の行使価額は、第3回新株予約権の各行使請求の通知日に、当該通知日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値とし、以下「終値」といいます。）の91%に相当する価額（1円未満の端数を切り上げた金額）に修正されますが、その価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を行使価額とします。</p> <p>(2) 第3回新株予約権の下限行使価額は、2,121 円です。</p>
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
(8) 割当予定先	S B I 証券
(9) 譲渡制限及び行使数量制限の内容	<p>当社は、割当予定先と締結する予定の本第三者割当契約において、第3回新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨及び譲渡された場合でも上記の割当予定先の権利義務は譲受人に引き継がれる旨を規定する予定です。</p> <p>当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定めに基づき、MSCB 等（同規程に定める意味を有する。以下同じ。）の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、割当予定先と締結する本第三者割当契約において、行使数量制限を定める予定です。</p> <p>詳細は、「7. 割当予定先の選定理由等（3）割当予定先の保有方針及び行使制限措置」に記載しております。</p>
(10) 新株予約権の行使期間	2021 年 7 月 6 日から 2023 年 7 月 5 日
(11) その他	<p>当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本第三者割当契約を締結する予定です。</p> <p>なお、本第三者割当契約に関する詳細につきましては、下記「3. 資金調達方法の選択理由（本スキームの商品性）」に記載しております。</p>

②第4回新株予約権発行の概要

(1) 割当日	2021 年 7 月 5 日
(2) 発行新株予約権の総数	225 個
(3) 発行価額	総額 332,775 円（新株予約権 1 個当たり 1,479 円）
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数：22,500 株 （新株予約権 1 個につき 100 株）
(5) 調達資金の額	66,112,775 円（差引手取概算額）
	<p>調達資金の額は、第4回新株予約権の発行価額の総額に第4回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。第4回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第4回新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。</p>
(6) 行使価額	行使価額 3,030 円
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
<p>ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。</p>	

(8)割当予定先	澤田秀太氏 150 個 米山実香氏 75 個
(9)新株予約権の行使期間	2021年7月6日から2024年7月5日
(10)その他	(1)第4回新株予約権は、第3回新株予約権の全部について行使を完了した日又は残存する第3回新株予約権の全部を当社が取得した日のいずれか早く到来する日(同日を含む)の翌取引日以降、行使が可能となります。 (2)当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本第三者割当契約を締結する予定です。

(注) 末尾に本新株予約権の発行要項を添付しております。

2. 募集の目的及び理由

当社は「クルーズ旅行・船旅を通じて全てのお客様に初めての感動体験を」「Life Changing Experience」「クルーズをもっと身近にもっと手軽に」を会社理念に定め、若年層や、まだクルーズに乗船したことが無い旅行者に向けて、気軽に安心してクルーズ旅行に行くための環境づくりを行い、新しい旅行スタイルを経験するきっかけを提供していきたいと考えております。

上記理念の実現に向け、当社では、世界中の船会社と販売提携を行い、旅行者がインターネットを通じて手軽にクルーズ・チケットを入手できるサービスを提供しております。これにより、カリブ海・地中海等の海外主要クルーズ・スポットへの長期間・高価格な豪華客船ツアー等の提案のみならず、旅行者のニーズに合った日本発着や世界一周等国内外様々な目的地への多様な旅行期間・価格帯のクルーズ・チケットの選択を可能としております。

しかしながら、国内外において、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、移動の制限や経済活動の制限等が行われたことにより、大幅に景気が後退し、クルーズ業界全体にとって、厳しい状況となりました。

日本のクルーズ旅行市場では、これまでプリンセスクルーズとコスタクルーズの2船が、一部時期を除き通年で日本発着クルーズを行っており、また、他の外国客船についても、長期連休などのハイシーズンを目撃したスポット就航が増加していることなどから、気軽に日本から外国船に乗船できる機会が増加し、クルーズ人気が高まっておりました。このような背景を受け、当社においても、2019年7月期、同期間の売上における過去最高を記録しました。

しかし、新型コロナウイルス感染症のパンデミックが発生したことにより、状況が一変しました。世界中のクルーズが軒並み運航中止となるなど、当社においても、足元の売上が立ちづらい状況となりました。具体的には、パンデミックが拡大する前の第14期(2019年7月期)における売上高は2,173,845千円であったところ、第15期(2020年7月期)では、売上高が1,111,508千円へと約半減し、当期純損失は52,595千円を計上することとなりました。

現在、海外では新型コロナウイルスのワクチン接種が開始される国が出てくるなど、経済活動の正常化に向けての動きが出てきており、徐々にクルーズ旅行の需要回復の兆しが見え始めております。国内においても、依然として緊急事態宣言が発令される等、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた厳しい状態が続いてはおりますが、徐々にワクチン接種が開始され、これまでの事態からようやく新たな一歩が踏み出された状況にあります。

アフターコロナの日本のクルーズ旅行市場に目を向けると、2020年11月より飛鳥II、にっぽん丸、ぱしふいっくびいなすの日本船3船が順次運航を再開し、Go To トラベルキャンペーンの適用となったため、当社でも多数のご予約をいただきました。しかし、同年12月末より同キャンペーンの一時停止措置が全国一斉に取られ、また、2021年1月に緊急事態宣言が再発令されたことに伴い、日本船3船ともに運航を見合わせる事態となりました。その後も、運航の再開と見合わせの、一進一退の状況が続いております。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

一方、海外に目を向けると、ヨーロッパやアメリカ、一部のアジア地域では、2021年夏以降に運航再開の承認目処が続々と立ってきており、日本においては遅れながらも外国船日本発着の運航再開が待たれる状況となっております。

このような状況のもと、当社では、引き続き広告宣伝費を30%以下に、人件費を雇用調整助成金等の制度を利用し50%程度に抑える等の「聖域なきコスト削減」に取り組み、更なる経営体制の強化を図りつつ、クルーズ事業の「一本足打法」から脱却し、ウィズコロナ、アフターコロナにおける更なる成長を図るべく、日本船3船、2021年夏以降の日本発着外国船、電力小売り事業等の販売促進強化、及び、新ドメインにおける国内旅行サイトの開発・リリースを行ってまいります。また、2021年4月6日に公表いたしましたとおり、バスツアー専門のオンライン完結型予約サイトを運用開始し、同月9日に公表いたしましたとおり、フィンテック領域にて、新たな事業の展開を開始しております。このように、当社では、アフターコロナを見据え、旅行分野のみならず、旅行に関連しない非旅行分野についても事業を拡大・多角化させ、これら旅行分野と非旅行分野の両軸で今後も事業を拡大していく予定です。拡大・多角化する事業分野については、当社がこれまで取り扱ってきた「旅行」と関連するものや、当社がこれまで培ってきた「IT・開発力」を活かすことができるものを基本とし、いずれにつきましても当社の強みや既存のリソースを十分に活用することができるものに取り組んでまいります。

このうち、国内旅行事業に関しては、参入に当たっては大手旅行会社との代理販売契約の締結が必要となり、通常取引実績のない事業者では当該代理店販売契約の締結が困難とされていますが、祖業のクルーズ事業において元々大手旅行会社との契約や関係性があるため、当社においては当該代理店販売契約を締結することが可能であり、結果として同業他社と比較して優位な状況で開始することができ、一方でそのような国内旅行事業を通じて大手旅行会社との取引実績を築き、関係性をより深めることによって、祖業であるクルーズ事業における大手旅行会社との取引が活性化することが期待され、これらの観点から見てクルーズ事業とのシナジー効果もあると考えております。電力小売事業、フィンテック関連事業に関しては、クルーズ事業と同じくオンライン完結型モデル（ウェブ上で購入手続等を完了することができ、顧客による来店等を想定しないモデルをいいます。）を想定しており、クルーズ事業において培った当該オンライン完結型モデル構築に必要なエンジニアリング力、ウェブサイト開発力、マーケティング力及びオンライン広告に関する知見等を用いることができるため、当社にとっては、これまでの事業の横展開という側面が強く、その意味では参入障壁が低く、また既存の人的・物的リソースを成長分野においても有効活用できるという点において適正な事業選択であると考えております。よって、今回の資金使途に充当するため、資金が必要な状況ではありますが、当社の直近の財務状況（第16期第3四半期報告書）では、現預金残高が1,698,677千円、1年内返済予定の長期借入金が266,796千円、長期借入金が1,308,686千円となっており、これら手元資金の状況を考慮した上で、今回は新たな資金調達が必要と判断いたしました。

より具体的には、前記のとおり、日本国内においても新型コロナウイルスのワクチン接種が徐々に開始されていることから、今後国内旅行は復調することが見込まれるため、これまで開発を行ってきた国内旅行サイトについて更なる開発を実施するとともに、広告宣伝を積極的に行うことで、当社の認知度を高め、新たな収益力の柱となるよう注力いたします。国内旅行サイトについては、既に2021年4月6日にバスツアー専門のオンライン完結型予約サイトは運用開始していますが、その他の国内旅行サイトについては2021年中を目途に随時運用を開始する予定です。その国内旅行サイトでは「AIを使った日本初の旅行の定額制サービス」、「日本再発見をテーマにした地方の魅力・地方創生」、「最安値への挑戦」の3つをサイトコンセプトにしており、例えばクルーズ旅行と国内旅行の両方をお申込みいただいたお客様に割引等の特典をつける等、お客様への還元も行っていく予定です。また、フィンテック関連事業として、7-9月を目処に金融メディアを立ち上げる予定となっており、その開発と広告宣伝にも注力してまいります。さらに、アフターコロナにおける新たな需要に応える体制を整え、非連続的成長を志向するべく、M&AやJV、ベンチャー投資等を行うことも視野に入れております。今回調達する資金は、上記の国内旅行サイトの開発及び広告宣伝、フィンテック関連事業への投

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の本株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

資、そして M&A や VC、ベンチャー投資等を機動的に行うための資金の確保を目的としたものであります。

今後のさらなる成長を見据え、健全な財務基盤を維持しながらも、機動的かつ既存株主の利益に配慮した形での新たな資金調達が必要と判断し、それが実現できる本新株予約権を用いた資金調達を行うことを決定いたしました。今回の資金調達は、中長期的な当社の成長、事業価値の向上につながる、既存株主の皆様の利益に資するものであると判断しております。

今回の資金調達における具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記載しております。

3. 資金調達方法の選択理由

(1) 資金調達方法の概要と選択理由

当社は、資金調達に際し、複数の証券会社から資本性調達手段及び金融機関からの借入等の負債性調達手法について提案を受け、直接金融で調達できる方法を検討してまいりました。このため、下記「(他の資金調達方法との比較)」に記載の各項目及び他の手段との比較を行い、また下記「(本スキームのメリット)」及び「(本スキームのデメリット)」を総合的に勘案した結果、新株予約権(第3回新株予約権)の発行を行うとともに、新株予約権(第4回新株予約権)の発行を組み合わせる資金調達方法(以下「本スキーム」といいます。)が、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金調達ニーズを充たし、かつ、当社の企業価値向上に資するものとして、現時点における最良の選択であると判断いたしました。

第4回新株予約権は、第3回新株予約権の全部について行使を完了した日又は残存する第3回新株予約権の全部を当社が取得した日のいずれか早く到来する日(同日を含む。)までは行使できません。これは、第3回新株予約権及び第4回新株予約権の行使が同時に行われることによる急激な希薄化を防止するとともに、当社の中長期的な資金調達ニーズに合わせる形で権利行使がなされることを企図したものです。そして、第3回新株予約権の行使を先行させるのは、下記「(本スキームのデメリット)」に記載しており、第3回新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期間保有する意思は有さず、取得する当社普通株式を売却することを前提とする外部金融機関である S B I 証券による潜在株比率を早期に解消させることで当社経営支配権への影響を最小限に抑えつつ、他方で当社代表取締役又は取締役であって中長期的に当社普通株式を保有する予定の澤田秀太氏及び米山実香氏については、経営支配権への影響を考慮する必要はなく、第3回新株予約権の行使後における当社の事業進捗に基づく資金調達ニーズに適合したタイミングで権利行使することが期待されるからです。

なお、本スキームにより発行される第3回新株予約権(行使価額修正条項付及び行使停止条項付)と第4回新株予約権(行使価額固定型)の特徴については、以下のとおりです。

【第3回新株予約権の特徴】

第3回新株予約権の特徴は、概ね以下のとおりです。以下に記載の事項以外については、第4回新株予約権の特徴と同様です。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

<行使価額の修正条項>

本スキームにおいて発行される第3回新株予約権の行使価額は、当初3,030円ですが、第3回新株予約権の各行使請求の通知日に、当該通知日の直前取引日の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の91%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合に、当該価額に修正され、その後、時価に応じて行使価額が上方にも下方にも修正されることとなりますが、これは、第3回新株予約権の行使の蓋然性を高め（株価が当初行使価額を下回って推移する状況にあっても、新株予約権の行使通知に際して行使価額が株価を下回る金額に修正されるため、新株予約権者による新株予約権の行使が期待できます。）、当社の緊急又は機動的な資金需要への柔軟な対応を可能にするとともに、株価が当初行使価額を超えて上昇する場合には、調達資金の増大が可能となることを企図したものです（新株予約権の行使通知に際して行使価額が株価に応じて当初行使価額を上回る金額にも修正されうることから、調達資金の増大が期待できます。）。また、第3回新株予約権の下限行使価額は、発行決議日前取引日の終値の70%に相当する2,121円であり、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額となります。

<新株予約権の行使停止及び行使停止の撤回>

当社はSBI証券との間で、本書による届出の効力発生後に、本第三者割当契約を締結する予定です。当社は、本第三者割当契約に基づき、その裁量により、第3回新株予約権の全部につき、行使することができない期間を随時、何度でも指定（以下「停止指定」といいます。）することができます。停止指定の期間は当社の裁量により決定することができます。当社はSBI証券に対し、当該期間の初日から遡って2取引日前までに書面により行使停止期間の通知を行います。また、当社は、停止指定を将来に向かって撤回することができます。停止指定の撤回は、当社の裁量により決定することができます。当社はSBI証券に対し、失効日から遡って2取引日前までに書面により停止指定の撤回に係る通知を行います。行使停止の指定又は行使停止指定の撤回を行った場合、当社はその都度プレスリリースにて開示いたします。

【第4回新株予約権の特徴】

第4回新株予約権については、上記「(第3回新株予約権の特徴)」に記載した<行使価額の修正条項>及び<新株予約権の行使停止及び行使停止の撤回>という条項等がなく、そのため行使価額は修正されず（株式の分割等による行使価額の調整を除きます。）、当社による新株予約権の行使停止等が認められません。また、以下のような特徴を有します。なお、以下の特徴については、第3回新株予約権と同様です。

<当社による新株予約権の取得>

本新株予約権について、本第三者割当契約において、当社取締役会の決議により、残存する本新株予約権の全部又は一部を、いつでも本新株予約権1個当たりの払込金額にて、取得することができ、資本政策の柔軟性を確保できます。なお、第3回新株予約権または第4回新株予約権を取得する旨の決議を当社取締役会において行う場合には、利益相反を回避するための措置として、当該取締役会の審議及び決議には、取得の相手方となる澤田秀太氏又は米山実香氏は参加しません。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

これにより、将来的に当社の資金調達ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合など、本新株予約権を取得することにより、希薄化を防止できる他、資本政策の柔軟性が確保できます。

<新株予約権の譲渡>

本第三者割当契約に基づいて、本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認が必要となります。

(本スキームのメリット)

① 過度な希薄化の抑制が可能なこと

本新株予約権の目的である当社普通株式数は112,500株で固定されており、最大交付株式数が限定されております（但し、株式分割等の株式の希薄化に伴う行使価額の調整に伴って、調整されることがあります。）。そのため、第3回新株予約権の行使価額が修正された場合であっても、将来の株価動向によって当初の見込みを超える発行済株式総数の増加が生じるおそれはありません。

② 株価への影響の軽減を図っていること

第3回新株予約権の行使価額が各修正日の直前取引日の終値を基準として修正される仕組みとなっており、上方修正も予定されていること、また、下記「7. 割当予定先の選定理由等（3）割当予定先の保有方針及び行使制限措置」に記載のとおり、割当予定先と締結する本第三者割当契約において行使数量制限が定められており、複数回による行使と行使価額の分散が期待されることから、株価への影響の軽減が図られると考えております。

③ 資金調達及び資本政策の柔軟性が確保されていること

第3回新株予約権の行使価額については、各修正日以降、行使価額が当社株価より低い価額に修正されることとなります。第3回新株予約権の行使価額が当社の株価を基準として修正されることにより、当社は、株価下落時における第3回新株予約権の行使の蓋然性を高め、または株価上昇時における調達資金の最大化を図ることで、資金調達の柔軟性に配慮しております。他方で、第4回新株予約権については、その行使価額を固定することにより、株価下落時における第4回新株予約権の行使の蓋然性は低くなるものの、それが行使された場合における調達資金額を一定金額まで確保することができ、第3回新株予約権の発行と合わせることで、資金調達の柔軟性と確実性を兼ね備えることができます。

また、当社は、資本政策の変更が必要となった場合、上記<当社による新株予約権の取得>に記載のとおり、当社取締役会の決議により、残存する本新株予約権の全部又は一部をいつでも、それぞれの払込金額にて取得することができ、希薄化の防止や資本政策の柔軟性を確保できます。

さらに、第3回新株予約権と第4回新株予約権に分け、第3回新株予約権の全部の行使完了等を第4回新株予約権の行使条件とすることによって、一時における急激な希薄化を防止するとともに、中長期的にわたる当社の資金調達ニーズに対して適時での資金調達が可能となります。

④ 行使停止指定による資金調達タイミングのコントロール

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

第3回新株予約権の行使については、行使停止指定をすることができ、当社が第3回新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるという特徴があります。具体的には、当社が資金ニーズ等を勘案し、第3回新株予約権の行使を希望しない場合には、割当予定先に対して一定の期間第3回新株予約権の行使の停止を指定することが可能となっています。なお、第4回新株予約権については、行使停止指定に関する条件が設定されていません。

⑤ 澤田秀太氏及び米山実香氏

下記「7. 割当予定先の選定理由等（3）割当予定先の保有方針及び行使制限措置」に記載のとおり、澤田秀太氏及び米山実香氏については、次なる成長を促すための新規事業に責任を持ち、今後の企業価値向上に努めてもらえるものと期待しております。

⑥ その他

下記「7. 割当予定先の選定理由等（3）割当予定先の保有方針及び行使制限措置」に記載のとおり、SBI証券は、第3回新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期間保有する意思を有しておらず、当社の経営に関与する意図を有していません。また、SBI証券は、第3回新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結する予定はありません。

(本スキームのデメリット)

- ① 第3回新株予約権の下限行使価額は、発行決議日前取引日の終値の70%に相当する2,121円（但し、第3回新株予約権の下限行使価額については、第3回新株予約権の発行要項第11項の規定を準用して調整されるものとします。）に設定されており、株価水準によっては資金調達ができない可能性があります。
- ② 第3回新株予約権の行使価額は下方にも修正され得るため、調達額が当初予定額を下回る可能性があります。但し、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。なお、第4回新株予約権の行使価額は固定されているため、第4回新株予約権の全てが行使された場合には、調達額が当初予定額を下回ることはありません。
- ③ SBI証券は、下記「7. 割当予定先の選定理由等（3）割当予定先の保有方針及び行使制限措置」に記載のとおり、第3回新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期間保有する意思は有しておらず、取得する当社普通株式を売却することを前提としており、SBI証券による当社普通株式の市場売却により当社株価が下落する可能性があります。
- ④ 当社の株式の流動性が減少した場合には、資金調達完了までに時間がかかる可能性があります。また、第4回新株予約権は、第3回新株予約権の全部について行使を完了した日又は残存する第3回新株予約権の全部を当社が取得した日のいずれか早く到来する日（同日を含む。）までは行使できないため、第3回新株予約権の行使状況によっては、第4回新株予約権が行使されず、資金調達完了まで時間がかかる可能性があります。

(他の資金調達方法との比較)

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- ① 公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。
- ② 第三者割当型転換社債型新株予約権付社債（以下「CB」といいます。）は、様々な商品設計が考えられますが、一般的には割当先が転換権を有しているため、当社のコントロールが及びません。また、株価に連動して転換価額が修正されるCB（いわゆる「MSCB」）では、転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定されるという構造上、希薄化が確定しないために株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。
- ③ 第三者割当による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。これと比較して、新株予約権の場合には、権利行使のタイミングを分散させることができ、希薄化を分散させることが可能です。特に、当社の資金調達ニーズを熟知する当社代表取締役の澤田秀太氏及び当社取締役の米山実香氏に対して新株予約権を割り当てることで、当社の資金調達ニーズに合わせたタイミングで柔軟な権利行使が可能となります。
- ④ 現在当社は借入による資金調達を行っており、今後とも継続する予定ですが、この予定を超えてさらなる借入による資金調達を行うことは、財務健全性に想定以上の悪影響を与えることとなります。
- ⑤ いわゆるライツ・オファリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと、当社がこのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オファリングがありますが、コミットメント型ライツ・オファリングについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達手段ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型のライツ・オファリングについては、株主様による権利行使に関し不確実性が残ることから、新株予約権による資金調達以上に、資金調達方法としての不確実性が高いと判断しております。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

① 調達金額の総額	
発行に際して払込まれる金額の総額	1,181,475 円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額	340,875,000 円
② 発行諸費用の概算額	4,790,000 円
③ 差引手取概算額	337,266,475 円

(注) 1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、第3回新株予約権の発行価額の総額（848,700 円）及び第4回新株予約権の発行価額の総額（332,775 円）（合計して1,181,475 円）に、第3回新株予約権の行使に際して出資される金額

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(272,700,000円)及び第4回新株予約権の行使に際して出資される金額(68,175,000円)(合計して340,875,000円)を合算した金額であります。なお、行使に際して出資される金額は、行使価額(第3回新株予約権については当初行使価額)で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。従って、第3回新株予約権については行使価額が修正又は調整された場合、第4回新株予約権については行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少することがあります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用、登記費用、信託銀行費用等の合計額であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
① 国内旅行サービスの展開に必要なウェブサイトの開発費、広告宣伝費及び開発人材採用費	137百万円	2021年7月～2022年12月
② フィンテック関連事業への投資	100百万円	2021年8月～2023年1月
③ M&A、JV、ベンチャー企業等への機動的な投資	100百万円	2021年8月～2024年7月

(注) 1. 上記資金使途は2024年7月までの予定を記載したものであり、資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により影響を受けることから、上記資金使途については、変更される可能性があります。また、株価や出来高等によっては、十分な資金を調達できない場合もあります。したがって、市場における当社株価の動向等によっては本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性があります。このように本新株予約権によって十分な資金を調達することができなかった場合には、上記①、②、③の優先順で充当する予定であり、不足分について自己資金又は他の資金調達により充当するか否かについては現時点では未確定であります。

2. 上記①については、第3回新株予約権による調達金額から111百万円、第4回新株予約権による調達金額から26百万円を使用する予定であり、上記②については、第3回新株予約権による調達金額から80百万円、第4回新株予約権による調達金額から20百万円を使用する予定であり、上記③については、第3回新株予約権による調達金額から80百万円、第4回新株予約権による調達金額から20百万円を使用する予定であり、第3回新株予約権及び第4回新株予約権による調達金額が予定と異なった場合には、これらの調達金額の配分が予定から変更される可能性があります。
3. 支出時期までの資金管理については、銀行預金等の安定的な金融資産で運用保管する予定であります。

当社は、上記表中に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

<① 国内旅行サービスの展開に必要なウェブサイトの開発費、広告宣伝費及び開発人材採用費>

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

当社は、新ドメインにてリリース予定の国内旅行サイトの開発を2020年7月に開始しており、国内旅行ツアー、バス旅行、オリジナルツアー、航空券単体、ホテル単体、ダイナミックパッケージ等の販売開始を計画しており、この国内旅行サイトの開発に55百万円、その宣伝広告のために55百万円、開発人材採用費27百万円を充当する予定です。支出時期については、国内旅行サイトの開発は2021年12月頃までに、その宣伝広告は2021年7月頃以降、開発人材採用費は2021年7月以降を予定しております。

<② フィンテック関連事業への投資>

当社は、新ドメインにて、「IT×金融」による新しく且つ成長著しい金融商品、金融サービスに関する情報をメインとしたコンテンツを扱うフィンテックメディアの構築を行っていくことを計画しています。なお、本事業は、メディアを通じた情報発信とそれによる広告収入を内容としているため、本事業を開始するに当たり、金融商品取引業の登録を受けること等を予定しておりません。

フィンテックメディア、すなわち金融に関するメディアという性質上、とりわけ内容の正確性が求められることから、専門性の高い金融領域について豊富な知識を有する方をライターとして起用する必要があります。また、多くの方の目に留まるよう、SEOを意識したコンテンツ作成という観点で、ウェブディレクション又は集客に関する知識・ノウハウをお持ちの方にも参画いただく必要もございます。これらの観点から、フィンテックメディアの展開にあたっては、金融やウェブマーケティングに精通している方々に関与していただくことを検討しております。

このフィンテックメディア事業に関し、WEB開発のために40百万円、広告宣伝のために40百万円、開発人材採用費のために20百万円を充当する予定です。支出時期については、2021年8月頃以降を予定しております。

<③ M&A、JV、ベンチャー企業等への機動的な投資>

当社は、新たな成長を目指して、クルーズ旅行、国内旅行、ホテル・旅館の販売等の既存事業に関連する領域におけるM&A、JV、ベンチャー企業への投資を行うことを視野に入れております。投資先の候補として2件の投資先を検討しておりますが、これらにとらわれず今後も当社の既存事業に関連する領域においては積極的に検討を行う所存です。

現時点で具体的な分野、投資先、投資金額等については未定ではありますが、機動的な意思決定が可能となるよう、このために2021年8月頃から2024年7月頃までの間に100百万円を充当する予定です。なお、投資金額がこの100百万円に満たない場合には、2024年8月以降の同種の投資にてその残額を充当する予定です。なお、これまでの投資実績として、2018年12月に株式会社えびす旅館を約60百万円にて買収したことがあり、今回も同額の規模の投資も想定されますが、これにとらわれず事業の観点から有益な投資先が発見された場合には、100百万円を上回る投資も検討されます。仮に100百万円を上回る場合には、既存の資金を利用する予定です。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、今回調達する資金は中長期的に当社グループの企業価値向上に寄与するもので、かかる資金使途は合理的なものであると考えております。したがって、今回の資金調達は、中長期的な企業価値の向上により既存株主の皆様の利益にも資するものと考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の払込金額の決定に当たり、本新株予約権の発行要項及び本第三者割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（住所：東京都港区元赤坂1丁目1番8号、代表者：黒崎知岳）に依頼しました。

当社は、当該算定機関が下記の前提条件を基に算定した評価額（第3回新株予約権は1株当たり9.43円、第4回新株予約権は1株当たり14.79円）を参考に、割当予定先との間での協議を経て、第3回新株予約権の1個の払込金額及び第4回新株予約権の1個の払込金額を、それぞれ第3回新株予約権及び第4回新株予約権の評価額と同額としました。当該算定機関は、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、発行決議日前取引日の市場環境、当社の資金調達需要、割当予定先の株式処分コスト、権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提（当社普通株式の株価（3,030円）、当社普通株式のボラティリティ（75%）、予定配当額（0円）、無リスク利率（ $\Delta 0.1\%$ ）、割当予定先は株価が権利行使価額を上回る場合に出来高の一定割合の株数の範囲内で随時権利行使及び売却を行うこと、第4回新株予約権の権利行使は第3回新株予約権の行使完了後に実施されるものであること、当社の資金調達需要に基づき当社からの通知による本新株予約権の取得が行われないこと、当社の資金調達需要が権利行使期間中に一様に分散的に発生すること、資金調達需要が発生している場合には当社は第3回新株予約権の行使停止を実施しないこと、等を含みます。）を置き第3回新株予約権と第4回新株予約権の評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が本新株予約権の公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると判断しております。また、第3回新株予約権及び第4回新株予約権の払込金額の決定に当たっては、算定機関における算定結果を参考に、割当予定先との間での協議を経て、当該算定結果と同額と決定されているため、第3回新株予約権及び第4回新株予約権の払込金額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

第3回新株予約権の行使価額は、当初、3,030円（2021年6月17日（発行決議日前取引日）の終値）としました。第3回新株予約権の行使価額の修正に係るディスカウント率は、当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、割当予定先との間での協議を経て、9%としました。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

第4回新株予約権の行使価額は、3,030円（2021年6月17日（発行決議日前取引日）の終値）としました。

なお、当社監査役3名（うち社外監査役3名）から、監査役全員一致の意見として、上記算定根拠に照らした結果、第3回新株予約権及び第4回新株予約権のそれぞれの発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断（第4回新株予約権に関する取締役の判断については、当社代表取締役社長の澤田秀太氏及び当社取締役の米山実香氏の判断を含みません。）について、適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式の数は、第3回新株予約権 90,000株（議決権数 900個）及び第4回新株予約権 22,500株（議決権数 225個）の合計 112,500株（議決権数 1,125個）であり、今回の資金調達により、2021年1月31日現在の総議決権数 12,402個に対して最大 9.07%の希薄化、及び 2021年1月31日現在の発行済株式数 1,254,960株に対して最大 8.96%の希薄化が生じます。

しかしながら、当社は当該資金調達により、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた当社の厳しい状態を打破するために、新型コロナウイルスのワクチン接種が開始されたことにより今後復調することが見込まれる国内旅行に関するウェブサイトの更なる開発を行うとともに、新たな収益源としてフィンテック関連事業である金融メディアを立ち上げ、またアフターコロナにおける非連続的成長を志向するべく、M&A や JV、ベンチャー投資等を行う予定であることから、今回の資金調達は、これに伴う希薄化を考慮しても、既存株主の株式価値向上に寄与するものと考えられ、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると当社は判断しました。

なお、①本新株予約権の目的である当社普通株式数の合計 112,500株に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は 11,545株であり、一定の流動性を有していること、②当社の判断により第3回新株予約権及び第4回新株予約権を取得することも可能であることから、これら本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

①株式会社SBI証券

(1) 名 称	株式会社SBI証券
(2) 所 在 地	東京都港区六本木一丁目6番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 高村正人
(4) 事 業 内 容	金融商品取引業
(5) 資 本 金	48,323百万円（2020年12月31日現在）
(6) 設 立 年 月 日	1944年3月30日
(7) 発 行 済 株 式 数	3,469,559株（2020年12月31日現在）
(8) 決 算 期	3月31日

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(9) 従業員数	869名(2020年3月31日時点)		
(10) 主要取引先	投資家及び発行体		
(11) 主要取引銀行	株式会社みずほ銀行		
(12) 大株主及び持株比率	SBI ファイナンシャルサービシーズ株式会社 100% ※上記は SBI ホールディングス株式会社の 100%子会社です。		
(13) 当事会社間の関係			
	資本関係	割当予定先は 2021 年 1 月 31 日現在、当社株式を 14,500 株保有しております。	
	人的関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。	
	取引関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき取引関係はありません。	
	関連当事者への該当状況	割当予定先は当社の関連当事者には該当しません。	
(14)	最近3年間の経営成績及び財政状態(単位:百万円。特記しているものを除く。)		
決算期	2019年3月期 (連結)	2020年3月期 (連結)	2021年3月期 (連結)
連結営業収益	122,537	124,466	160,356
連結営業利益	55,349	42,126	61,641
連結経常利益	55,404	42,622	61,896
親会社株主に帰属する当期純利益	37,865	27,976	46,106
連結純資産	191,200	216,516	232,735
連結総資産	3,241,293	3,357,613	4,251,690
1株当たり当期純利益(円)	10,913.73	8,063.44	13,288.87
1株当たり配当金(円)	17,869.71	-	10,087.74
1株当たり連結純資産(円)	54,403.71	62,204.62	67,079.20

②澤田秀太氏

(1) 氏名	澤田 秀太
(2) 住所	東京都渋谷区
(3) 職業の内容	株式会社ベストワンドットコム 代表取締役社長
(4) 当社との関係等	
出資関係	当社株式の保有数は、415,400株であります。
人事関係	当社の筆頭株主かつ、代表取締役社長であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

③米山実香氏

(1) 氏名	米山 実香
(2) 住所	茨城県水戸市
(3) 職業の内容	株式会社ベストワンドットコム 取締役
(4) 当社との関係等	

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

出資関係	当社株式の保有数は、131,200株であります。
人事関係	当社の主要株主かつ、取締役であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

(2) 割当予定先を選定した理由

① S B I 証券

当社は、本資金調達にあたり、S B I 証券を含む複数の証券会社及び金融機関に対し資金調達方法について相談したところ、これらの証券会社及び金融機関から資本性調達手段及び借入等の負債性調達手法について提案を受けました。これらの提案につき、上記「3. 資金調達方法の選択理由」に記載のとおり検討した結果、2021年2月頃にS B I 証券より提案を受けた第3回新株予約権のスキームが既存株主の利益に配慮しながら当社の資金調達ニーズを充たす有効なファイナンス手法であると判断し、S B I 証券が、同種のファイナンスにおいて実績を有しており、株価への影響や既存株主の利益に配慮しつつ円滑な資金調達が期待できること等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

(注) 第3回新株予約権に係る割当ては、日本証券業協会会員である割当予定先により買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

② 澤田秀太氏

当社は、上記のとおり2021年2月頃にS B I 証券より第3回新株予約権の発行を提案されたことを受けて、同年4月頃にその内容を当社代表取締役である澤田秀太氏に相談したところ、同氏より当社の代表取締役として、自らも新株予約権の割当てを受けて、次なる成長を促すための新規事業に責任を持ち、今後の企業価値向上に努めたい旨の提案を受けました。この提案につき、上記「3. 資金調達方法の選択理由」に記載のとおり検討した結果、澤田秀太氏が、当社の事業概要や資金調達ニーズ等を理解しており、次なる成長を促すための新規事業に責任を持つことで当社代表取締役として企業価値向上に努めることが期待でき、かつ、当社の事業進捗に合わせて柔軟に行使することができる新株予約権を選択することで、適切な時期に当社の資金調達ニーズも同時に充たすことができる有効なファイナンス手法であると判断し、資金調達方法を第3回新株予約権と第4回新株予約権の2つに分けた上で、行使価額が固定されていて調達額が予定を下回る可能性の低い第4回新株予約権の割当予定先として同氏を選定いたしました。

③ 米山実香氏

当社は、上記のとおり2021年2月頃にS B I 証券より第3回新株予約権の発行を提案されたことを受けて、同年4月頃にその内容を当社取締役である米山実香氏に相談したところ、同氏より当社の取締役として、自らも新株予約権の割当てを受けて、次なる成長を促すための新規事業に責任を持ち、今後の企業価値向上に努めたい旨の提案を受けました。この提案につき、上記「3. 資金調達方法の選択理由」に記載のとおり検討した結果、米山実香氏が、当社の事業概要や資金調達ニーズ等を理解しており、次なる成長を促すための新規事業に責任を持つことで当社取締役として企業価値向上に努めることが期待でき、かつ、当社の事業進捗に合わせて柔軟に行使することができる新株予約権を選択すること

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

で、適切な時期に当社の資金調達ニーズも同時に満たすことができる有効なファイナンス手法であると判断し、資金調達方法を第3回新株予約権と第4回新株予約権の2つに分けた上で、行使価額が固定されていて調達額が予定を下回る可能性の低い第4回新株予約権の割当予定先として同氏を選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

① S B I 証券

第3回新株予約権について、当社とS B I証券との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、本第三者割当契約において、第3回新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。

S B I証券より、第3回新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定である旨の報告を口頭で受けております。

また、第3回新株予約権に関して、当社は、本第三者割当契約において、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、暦月の1ヶ月間において割当日の上場株式数の10%を超える行使を行わないこと（当社が第3回新株予約権とは別のMSCB等で当該MSCB等に係る新株予約権等の行使請求期間が第3回新株予約権と重複するものを発行する場合には、暦月の1ヶ月間において第3回新株予約権の行使により交付された当社普通株式の数の合計を計算するにあたって、同じ暦月において当該MSCB等に係る新株予約権等の行使により交付されることとなる当社普通株式の数も合算するものとする。）について、第3回新株予約権のS B I証券による行使を制限するよう措置を講じる予定であります。

また、当社は、S B I証券の事前の書面による同意がない限り、第3回新株予約権の発行及び第3回新株予約権の行使による当社の株式の交付を除き、本第三者割当契約の締結日からその180日後の日までの期間において、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行しないことを合意する予定です。但し、(i)当社の役員、従業員及び当社の子会社の役員、従業員を対象とするストック・オプションとして新株予約権を発行する場合及び当該新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、(ii)本第三者割当契約の締結日時時点で既発行の新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、(iii)当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合（当該事業会社が金融会社又は貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限ります。）、(iv)株式分割又は株式無償割当てに伴い当社の株式を交付する場合、並びに(v)第4回新株予約権を発行する場合及び第3回新株予約権の行使終了後の第4回新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合を除きます。

② 澤田秀太氏

澤田秀太氏より、第4回新株予約権の行使により取得する当社株式について中長期に保有する意向である旨の報告を口頭で受けております。また、第4回新株予約権については、当

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

社における資金需要、株価の推移、株価に与える影響等を総合的に考慮し、行使時期を検討する旨口頭で報告を受けております。

③ 米山実香氏

米山実香氏より、第4回新株予約権の行使により取得する当社株式について中長期に保有する意向である旨の報告を口頭で受けております。また、第4回新株予約権については、当社における資金需要、株価の推移、株価に与える影響等を総合的に考慮し、行使時期を検討する旨口頭で報告を受けております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

① S B I 証券

S B I 証券からは、第3回新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び第3回新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨、口頭で説明を受けております。また、当社は、S B I 証券が2021年2月10日付で関東財務局長宛に提出した第79期第3四半期報告書に記載された四半期連結貸借対照表により、同社が第3回新株予約権の払込みに要する十分な現預金及びその他の流動資産を保有していることを確認し、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

② 澤田秀太氏

澤田秀太氏からは、第4回新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び第4回新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨、口頭で説明を受けております。また、当社は、澤田秀太氏より2021年6月10日に同氏名義の預金口座の預金取引明細表の開示を受けており、同氏が第4回新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び第4回新株予約権の行使に要する十分な預金を保有していることを確認し、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

③ 米山実香氏

米山実香氏からは、第4回新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び第4回新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨、口頭で説明を受けております。また、当社は、米山実香氏より2021年6月14日に同氏名義の預金口座の通帳の開示を受けており、同氏が第4回新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び第4回新株予約権の行使に要する十分な預金を保有していることを確認し、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

(5) 割当予定先の実態

① S B I 証券

割当予定先であるS B I 証券は東京証券取引所の取引参加者であります。またS B I 証券は金融商品取引業者として登録済み（登録番号：関東財務局長（金商）第44号）であり、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服するとともに、その業務に関連する国内の自主規制機関（日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会）に所属し、その規則の適用を受けております。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

また、SBI証券の完全親会社であるSBIホールディングス株式会社が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書（最終更新日、2021年6月10日）において「SBIグループでは、その行動規範において反社会的勢力には毅然として対決することを宣言するとともに、当社に反社会的勢力の排除に取り組む対応部署を設置し、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関との情報交換を行うなど、連携強化に向けた社内体制の整備を推進するものとする。」としております。さらに当社は、SBI証券の担当者との面談によるヒアリング内容をも踏まえ、同社及びその役員が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）には該当せず、また、特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

②澤田秀太氏

当社は、2020年10月28日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書において「当社は『企業行動規範』において反社会的勢力など一切関係をもたないことを定め、その順守を取締役及び従業員の義務」とし、「当社の役員についても、就任前に日経テレコン等を利用して反社チェックを実施」するとしており、当社取締役と反社会的勢力等との関係を排除することとしております。澤田秀太氏は、当社代表取締役であり、日経テレコン等を利用して反社会的勢力等との係わり等を連想させる情報及びキーワードを検索しましたが、同氏と反社会的勢力等との係わりを疑わせるものは検出されませんでした。これらにより、当社は、澤田秀太氏が反社会的勢力等とは一切関係していないと判断しております。なお、当社は、澤田秀太氏について、反社会的勢力等と関係が一切ないことを示す確認書を東京証券取引所に提出しております。

③米山実香氏

当社は、2020年10月28日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書において「当社は『企業行動規範』において反社会的勢力など一切関係をもたないことを定め、その順守を取締役及び従業員の義務」とし、「当社の役員についても、就任前に日経テレコン等を利用して反社チェックを実施」するとしており、当社取締役と反社会的勢力等との関係を排除することとしております。米山実香氏は、当社取締役であり、日経テレコン等を利用して反社会的勢力等との係わり等を連想させる情報及びキーワードを検索しましたが、同氏と反社会的勢力等との係わりを疑わせるものは検出されませんでした。これらにより、当社は、米山実香氏が反社会的勢力等とは一切関係していないと判断しております。なお、当社は、米山実香氏について、反社会的勢力等と関係が一切ないことを示す確認書を東京証券取引所に提出しております。

(6) 株券貸借に関する契約

当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、割当予定先との間において、本新株予約権の行使により取得する当社株式に係る株券貸借契約を締結する予定はありません。

8. 募集後の大株主及び持株比率

	募集前 (2021年1月31日現在)	募集後

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)	潜在株式を含む持株数 (株)	持株比率 (%)
澤田 秀太	415,400	33.47	430,400	31.79%
米山 実香	131,200	10.57	138,700	10.25%
有限会社秀インター	117,400	9.46	117,400	8.67%
引字 圭祐	67,200	5.41	67,200	4.96%
GMOクリック証券株式会社	49,400	3.98	49,400	3.65%
諸藤 周平	42,000	3.38	42,000	3.10%
楽天証券株式会社	33,300	2.68	33,300	2.46%
株式会社SBI証券	14,500	1.17	14,500	1.07%
鈴木 啓介	14,300	1.15	14,300	1.06%
小川 隆生	11,460	0.92	11,460	0.85%

(注) 1. 大株主及び持株比率は 2021 年 1 月 31 日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

2. 第 3 回新株予約権の割当予定先である SBI 証券は第 3 回新株予約権の行使により取得する普通株式については長期保有を予定していませんので、同社の「募集後」の「潜在株式を含む持株数 (株)」には第 3 回新株予約権の行使により取得する予定の株式数を加えていません。第 4 回新株予約権の割当予定先である澤田秀太氏及び米山実香氏は第 4 回新株予約権の行使により取得する普通株式について中長期的に保有することを予定していますので、同人らの「募集後」の「潜在株式を含む持株数 (株)」には第 4 回新株予約権の行使により取得する予定の株式数を加えています。
3. 「持株比率」は、小数点以下第 3 位を四捨五入しております。
4. 2021 年 1 月 31 日現在の自己株式 13,706 株 (発行済株式総数に対する持株数の割合 1.09%) は、上記大株主からは除外しております。

9. 今後の見通し

今回の資金調達による 2021 年 7 月期の当社の業績に与える影響は、本日時点においては軽微であると判断しておりますが、今回の調達資金を充当して行う国内旅行サービスの展開に必要なウェブサイトの開発、宣伝広告及び開発人材採用費、フィンテック関連事業への投資、並びに M&A、JV、ベンチャー企業等への機動的な投資が当社の業績に影響を与える場合には、その都度、速やかに開示を行います。

10. 企業行動規範上の手続き

本新株予約権の発行規模は、「6. 発行条件等の合理性 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおりであり、2021 年 1 月 31 日現在の総議決権数 12,402 個に対して最大 9.07%の希薄化が生じます。このため、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものでないこと (本新株予約権全てが権利行使された場合であ

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

っても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める経営者から一定程度独立した者による、当該発行に係る第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手並びに株主の意思確認手続きは要しません。

また、第 4 回新株予約権の発行は、支配株主との取引等に該当し、東京証券取引所が規定する有価証券上場規程第 441 条の 2 に定める支配株主と利害関係を有しない者による意見の入手が必要となります。当社は、2021 年 6 月 18 日、下記「11. 支配株主との取引等に関する事項」に記載のとおり、支配株主と利害関係を有しない者により、第 4 回新株予約権の発行の必要性及び相当性が認められ、第 4 回新株予約権の発行が少数株主にとって不利益でないことについて意見を入手しました。

11. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

第 4 回新株予約権の発行は、当社代表取締役社長である澤田秀太氏及び当社取締役である米山実香氏を割当先としておりますので、支配株主との取引等に該当します。

当社が、2020 年 10 月 28 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、「当社は支配株主及び二親等以内の親族との間で取引を行っておらず、今後も取引を行うことは予定しておりませんが、支配株主との取引が生じる場合には、当社との関連を有さない第三者との取引における通常の一般の取引と同様に適正な条件のもとに行うことを基本方針とし、少数株主の権利を不当に害することの無いよう、取引の必然性、可否、条件等に付き十分な協議・交渉を行い、職務権限規程に基づき、取締役会において決議を行い、少数株主の保護に努めて参ります。」と記載しております。

第 4 回新株予約権は、下記「(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項」に記載の措置をとった上で、下記「(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」に記載の意見等も踏まえ、当該取締役会において審議の上で決定しており、当該指針に適合していると考えています。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

第 4 回新株予約権の発行に係る取締役会決議に際し、当社取締役のうち、当社代表取締役社長である澤田秀太氏及び当社取締役である米山実香氏は、利益相反を回避するための措置として、本取締役会の審議及び決議に参加しておりません。また、第 4 回新株予約権の払込金額の検討に際しては、公正性を担保するための措置として、当社並びに澤田秀太氏及び米山実香氏から独立した第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計に当該新株予約権価値の算定を依頼し、算定書を取得いたしました。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

第4回新株予約権の内容及び条件の相当性については、当社取締役会に審議の上、本日付で、取締役会決議を行っております。当該取締役会決議に際して、支配株主と利害関係のない社外監査役である松尾昭男氏より、第4回新株予約権の発行の必要性及び相当性が認められるとともに、以下の概要のとおり、少数株主に不利益なものでないことに関する意見を入手しました。

① 第4回新株予約権の発行の必要性について

当社の主要事業であるクルーズ旅行に特化したオンラインによる乗船券等の販売事業に関しては、新型コロナウイルス感染症のパンデミックが発生したことにより、世界中のクルーズが軒並み運航中止となり、当社の売上も立ちづらい状況となっている。新型コロナウイルスのワクチン接種が開始されることにより、徐々にクルーズの運航再開も期待される場所であるが、今後の事業基盤の強化のためには、クルーズ事業の「一本足打法」からの脱却を図るとともに、新商品、新事業によるウィズコロナ、アフターコロナにおける更なる成長のため、国内旅行サービス、フィンテック関連事業等の新事業への種蒔きを開始するとともに、今後も継続的に M&A、JV、ベンチャー企業等への投資を行うという経営判断について、積極的に否定すべき事由は認められない。

② 第4回新株予約権の発行の相当性について

以下の資金調達方法の選択理由、他の資金調達手段との比較、発行条件等の相当性及び割当予定先の相当性を総合的に考慮した結果、第4回新株予約権の発行の相当性がないと認められる特段の事由は存在しなかった。

- ・当社が、資金調達ニーズと既存株主の利益保護の双方を配慮し、本スキームによる資金調達が、他の資金調達手段と比較して、現時点において有効な選択と判断したことは一定の合理性が存在していると考えます。
- ・当社の本スキームによる資金調達は、他の調達手段との比較において、(i) 株式発行の場合には一定金額までは確実に必要額を調達できる半面で、資金調達に参加しない株主の持分に対する希薄化を引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいこと、(ii) CB は、様々な商品設計が考えられるが、一般的には割当先が転換権を有しているため、当社のコントロールが及ばず、(iii) また株価に連動して転換価額が修正される CB (いわゆる「MSCB」) では、転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定されるという構造上、希薄化が確定しないために株価に対する直接的な影響が大きいこと、(iv) 借入れによる資金調達については財務健全性に悪影響を与える可能性が存在していること、(v) いわゆるライツ・オファリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと、当社がこのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オファリングがあるが、そのうち、コミットメント型ライツ・オファリングについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想さ

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

れ、適切な資金調達手段ではない可能性がある。他方でノンコミットメント型のライツ・オファリングについては、株主様による権利行使に関し不確実性が残ることから、新株予約権による資金調達以上に、資金調達方法としての不確実性が高いこと等から、本件の資金調達手段が現時点において最適な選択であると判断したことについては一定の合理的が存在すると考える。

- ・発行条件等の相当性について、第4回新株予約権の発行価額の算定根拠及び発行条件の合理性について、株式会社赤坂国際会計及び弁護士法人 GVA 法律事務所の専門家らによる助言の下決定されており、特に不自然な点は見当たらなかった。また、第4回新株予約権の発行による議決権の希薄化は最大 9.07%程度にとどまると予想され、既存株主に対する影響も限定的であることから結論として第4回新株予約権の発行条件について、不相当性と認められる特段の事情は存在しないと判断した。
- ・複数の投資家候補の中から割当予定先を選定するに当たり、澤田秀太氏及び米山実香氏から資金を調達することは、資金調達ニーズを充たすことができることその他、当社の事業概要及び新規事業等に向けた資金調達ニーズ等を理解していることや、次なる成長を促すための新規事業に責任を持つことにより企業価値向上に努めることが期待されることを重視し、割当予定先を決定しているが、この選定方法自体に特段の不自然な点は見当たらなかった。

③ 第4回新株予約権の発行が少数株主にとって不利益でないことについて

第4回新株予約権の発行は、それにより資金調達を行う目的の不合理性が認められないこと、割当予定先との交渉過程に不自然・不合理な点がないこと、その発行条件に公正性が認められないこと、その資金使途として予定されている施策が企業価値の向上に資する可能性があること、発行価額を決定する過程で株式価値の算定を依頼した株式会社赤坂国際会計は、本第三者割当について利害関係を有しておらず、かつ、当社及び本割当先から独立した第三者算定機関であること、また、当社では、本第三者割当に係る取締役会決議に際し、当社代表取締役社長である澤田秀太氏及び当社取締役である米山実香氏は、利益相反を回避するための措置として、取締役会の審議及び決議に参加していないこと、さらに、当該決議は当社が開示しているコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に準拠し、公正性を担保する措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項を踏まえた上で、取引内容及び取引の妥当性等について審議した上で行っていることを総合的に勘案すれば、第4回新株予約権の発行は少数株主にとって不利益なものではないと考える。

12. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

(単位：千円。特記しているものを除く。)

	2018年7月期	2019年7月期	2020年7月期
連結売上高	1,587,520	2,173,845	1,111,508
連結営業利益	120,625	134,475	△60,451

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

連結経常利益	115,508	131,263	△68,890
連結当期純利益	77,308	84,203	△52,595
1株当たり当期純利益(円)	69.15	68.62	△42.39
1株当たり配当金(円)	0	0	0
1株当たり純資産(円)	536.41	579.86	538.70

(注) 当社は、2018年2月8日付で普通株式1株につき60株の割合で、2019年2月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、2018年7月期の期首にこれら株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	1,254,960株	100.00%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	23,640株	1.85%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—

(注) 1. 発行済株式総数は、2021年1月31日現在の発行済株式数であります。

2. 潜在株式数は、当社のストック・オプション制度に係る2021年1月31日現在の潜在株式数であります。

(3) 今回のエクイティ・ファイナンス後における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	1,254,960株	100.00%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	136,140株	9.79%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	136,140株	9.79%
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	上限行使価額はありません。	上限行使価額はありません。

(注) 1. 発行済株式総数は、2021年1月31日現在の発行済株式総数であります。

2. 潜在株式数は、当社のストック・オプション制度に係る2021年1月31日現在の潜在株式数に、本新株予約権に係る潜在株式数を加えた数であります。

(4) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2018年7月期	2019年7月期	2020年7月期
始 値	7,415円	5,400円	3,645円
高 値	7,900円	6,185円	5,410円
安 値	4,690円	2,053円	997円

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

終 値	5,545 円	3,650 円	1,200 円
-----	---------	---------	---------

(注) 1. 当社株式は、2018年4月25日から東京証券取引所市場に上場しておりますので、それより前の株価については、該当事項はございません。

2. 当社は、2019年1月31日を基準日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上記は、2018年7月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定した調整後の株価です。

② 最近6か月間の状況

	2021年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
始 値	1,773 円	1,968 円	3,410 円	2,600 円	2,540 円	3,175 円
高 値	2,050 円	3,550 円	3,490 円	2,797 円	3,215 円	3,470 円
安 値	1,697 円	1,876 円	2,480 円	2,304 円	2,480 円	2,776 円
終 値	1,968 円	3,395 円	2,609 円	2,540 円	3,155 円	3,030 円

(注) 1. 各株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

2. 2021年6月については、2021年6月17日現在で表示しております。

③ 発行決議日前取引日における株価

	2021年6月17日
始 値	2,852 円
高 値	3,065 円
安 値	2,776 円
終 値	3,030 円

(5) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等
該当事項はありません。

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(別紙)

株式会社ベストワンドットコム第3回新株予約権 発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社ベストワンドットコム第3回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期間

2021年7月5日

3. 割当日

2021年7月5日

4. 払込期日

2021年7月5日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権を株式会社SBI証券（以下「割当先」という。）に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式90,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

900個

8. 各本新株予約権の払込金額

新株予約権1個あたり金943円（本新株予約権の払込金額の総額 金848,700円）

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初3,030円とする。

10. 行使価額の修正

- (1) 第16項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求の通知日（以下「修正日」という。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の91%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が本項第(2)号に定める下限行使価額を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。
- (2) 「下限行使価額」は、2,121円とする（但し、第11項の規定を準用して調整される。）。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の既発行普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、当社及び当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役、監査役、執行役員、使用人、及び従業員を対象とする株式報酬制度に基づき交付する場合、並びに会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る行使価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を、行使価額調整式の「新発行・処分普通株式数」とみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日)の翌日以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して、当該調整前に上記③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \text{ 当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)、その他の証券又は権利の全てが当初の条件で転換、交換、又は行使された場合に交付される

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

こととなる当社普通株式の株式数を加えた数とする。また、本項第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の既発行普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項第(1)号に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。また、本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項第(2)号に基づく下限行使価額の修正が効力を生じる日と一致する場合には、当社は、必要な下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2021年7月6日から2023年7月5日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日(株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の休業日等でない日をいう。)及び前々営業日並びに機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができないものとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり第8項に定める払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり第8項に定める払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり第8項に定める払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (4) 当社は、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日に、本新株予約権1個当たり第8項に定める払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
16. 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生するものとする。
17. 新株予約権証券の不発行
- 当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
- 本発行要項及び割当先との間で締結する予定の本第三者割当契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて、当社普通株式の株価、当社普通株式のボラティリティ、予定配当額、無リスク利率、当社の資金調達需要、割当予定先の株式処分コスト、権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提を置いて第三者評価機関が評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第8項に記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項に記載のとおりとした。
19. 行使請求受付場所
- 株式会社ベストワンドットコム 経営企画部
20. 払込取扱場所
- 株式会社三井住友銀行 渋谷支店
21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
- 本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。
22. 振替機関の名称及び住所
- 株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
23. その他
- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長又はその代理人に一任する。

以 上

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(別紙)

株式会社ベストワンドットコム第4回新株予約権 発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社ベストワンドットコム第4回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期間

2021年7月5日

3. 割当日

2021年7月5日

4. 払込期日

2021年7月5日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、以下の者に次のとおり割り当てる。

澤田 秀太 150 個

米山 実香 75 個

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 22,500 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、本項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 10 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

225 個

8. 各本新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個あたり金 1,479 円（本新株予約権の払込金額の総額 金 332,775 円）

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初3,030円とする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の既発行普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\
 \text{行使価額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{調整前} \\
 \text{行使価額}
 \end{array}
 \times
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行} \\
 \text{普通株式数}
 \end{array}
 +
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{新発行・処} \\
 \text{分普通株式} \\
 \text{数}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{1株当たりの} \\
 \text{払込金額}
 \end{array}
 }{
 \text{時価}
 }
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行普通株式数} \\
 + \\
 \text{新発行・処分} \\
 \text{普通株式数}
 \end{array}
 }$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、当社及び当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役、監査役、執行役員、使用人、及び従業員を対象とする株式報酬制度に基づき交付する場合、並びに会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る行使価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を、行使価額調整式の「新発行・処分普通株式数」とみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日）の翌日以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第（４）号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に上記③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \text{ 当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）、その他の証券又は権利の全てが当初の条件で転換、交換、又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えた数とする。また、本項第（２）号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第（２）号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の既発行普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権を行使することができる期間

2021年7月6日から2024年7月5日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 各本新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 本新株予約権は、当社の第3回新株予約権の全部について行使を完了した日又は残存する第3回新株予約権の全部を当社が取得した日のいずれか早く到来する日(同日を含む。)までは行使できない。当該日が到来した場合、当社は直ちに本新株予約権者に通知し、本新株予約権者は、本新株予約権を行使できるものとする。

13. 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり第8項に定める払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり第8項に定める払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり第8項に定める払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (4) 当社は、第11項記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日に、本新株予約権1個当たり第8項に定める払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

15. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第11項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第18項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第18項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生するものとする。

16. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

17. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の本第三者割当契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて、当社普通株式の株価、当社普通株式のボラティリティ、予定配当額、無リスク利率、当社の資金調達需要、割当予定先の株式処分コスト、権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提を置いて第三者評価機関が評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第8項に記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項に記載のとおりとした。

18. 行使請求受付場所

株式会社ベストワンドットコム 経営企画部

19. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 渋谷支店

20. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長又はその代理人に一任する。

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。